



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 119 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2025 年 7 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

CFMEU 管理命令の合憲性（憲法）

2025 年 6 月 18 日、連邦最高裁判所（High Court of Australia）は、Construction, Forestry and Maritime Employees Union（CFMEU）の一般部門を管理下に置くことを定めた連邦政府の特別法の合憲性を全会一致で認めました。同法は、CFMEU が主要な建設プロジェクトにおいて法令違反を常態化させていたとされる調査報道に基づく一連の疑惑を受け、2024 年 8 月に施行されたものです。同法により、連邦政府は同組合の全国組織に対して管理命令を発動し、マーク・アーヴィング氏を管理者に任命し、即時に 280 名超の役員を解任するなど、大規模なガバナンス刷新に着手していました。

旧幹部らはこれに対し、同法が三権分立や政治的言論の自由を侵害しており違憲であるとして、特別訴訟を提起していました。アーヴィング氏は、本判決により「制度改革に必要な確実性が得られた」とし、2025–2028 年戦略計画に基づく包括的改革を今後迅速に進める方針を示しています。同戦略計画では、全国レベルでのガバナンス構造の再構築、行動規範・財務・法令遵守に関する方針の整備、倫理・誠実性ユニットの導入、組織犯罪関与や過剰な労働者派遣利用の構造的問題に対する制度的対応の実現など、10 項目の具体的なアクションプランが示されています。

企業側への影響としては、建設現場における組合活動の調査協力要請、旧幹部との関係に起因する労使紛争の再燃、政府調達に関する戦略の検討等が想定されます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

その他の注目のトピック

株主による投票意向表明後の保有株式処分（会社法）

対象会社である Dropsuite の筆頭株主である Topline Capital が買収スキームへの賛成を表明した直後から、対象会社株式を段階的に売却し、保有比率を 31% から 10.5% まで減少し、大量保有報告書の提出も遅延していました。

投票意向表明とは、株主が買収提案等に関して自らの意向を示した声明のことを指します。このような意向表明は、対象会社の取締役会に対してスキームへの支持を示す形で提供されるのが一般的です。株主は、スキームに関する契約締結後に発表される対象会社の ASX 発表に当該声明を含めることを許諾するのが通例です。投票意向表明は、ASIC の「真実の買収ルール（truth in takeovers）」のポリシーの対象となり、意向表明に対して当事者が責任を持つことが求められます。

買収委員会（Takeovers Panel）は、本件に関し、「不適切な状況」とであると認定し、対象会社株式の追加売却の禁止や、保有している株式について意向表明に従って賛成票を投じなければならない旨の命令を出しました。特に支配権に関わる提案が進行中の開示遅延は、市場にとって重要な情報が欠落していたとして深刻な問題となるため注意が必要です。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

非外科的美容医療に関する新 AHPRA ガイドライン（医療）

オーストラリア保険医療従事者規制庁（AHPRA）は、非外科的美容医療の施術および広告に関する 2 種類の新たな包括的ガイドラインを発表し、2025 年 9 月 2 日に施行予定です。本ガイドラインは安全性向上と透明性確保を目的としています。

主な変更点としては、①インフルエンサーによる推薦を用いた美容整形の広告や 18 歳未満への美容整形の広告を禁止するなどの広告規制の強化、②看護師に対する最低 1 年間の一般看護経験や専門研修の義務付け、③施術前のインフォームド・コンセント手続の厳格化、④注入施術時のビデオ通話または対面での相談実施義務化、⑤AHPRA に対する苦情申立を含む苦情申立先の明示義務化が挙げられます。

ガイドラインは製造業者や販売業者を直接規制するものではありませんが、美容注入施術市場全体に影響を及ぼします。たとえば、クリニックや施術者に提供される広告資料は、新たな広告基準を遵守する必要があります。さらに、広告における法的責任は複数の関係者に及ぶ可能性があるため、自身が広告にどのように関与しているかを企業・個人ともに見直す必要があります。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説 〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

非良心的行為に対する民事罰への D&O 保険の適用（D&O 保険）

Captain Cook College は、学生が VET FEE-HELP ローンプログラム（連邦政府による旧学費ローンプログラム）により負う負債について十分に理解した上で自発的に入学していること等を確認する入学保護手続きのプロセスを 2015 年に撤廃しましたが、その結果、多くの学生が実際には受講していないコースに対して多額の負債を負うことになりました。

オーストラリア競争消費者委員会（ACCC）は、Captain Cook College の最高執行責任者（COO）に対して 50 万豪ドルの民事罰を求めた上で、COO が加入している D&O 保険の適用を認めると、罰金の個人負担がなくなることで罰則による違法行為抑止効果が失われると主張し、D&O 保険の利用を禁じる命令を裁判所に求めました。しかしながら、2025 年 5 月、豪州連邦裁判所は、COO が入学保護手続き廃止の推進者であったものの、自分の行為が非良心的であるとまでは認識しておらず、意図的または故意による非良心的行為ではなかったことや、13 か月失業し、評判の失墜も受けていること等を踏まえ、D&O 保険の適用を認める判断を示しました。

本件は、D&O 保険が誠実に職務を遂行する役員の保護として重要な役割を果たすことを確認し、役員の違法行為に悪意や故意がない限り D&O 保険の適用を認め得ることを示したもので、重要な裁判例といえます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

プット・オプションに基づく不動産売買契約に対するクーリングオフの適用（不動産法）

ニューサウスウェールズ州における居住用不動産の売買に関し、購入者には売買契約および「option to purchase」に対するクーリングオフ権が付与されています。他方で、「option to purchase」から派生する売買契約は、クーリングオフの例外とされており、従来の実務では、コール・オプションとプット・オプションの双方について、オプションの行使により成立した契約は、クーリングオフの対象とはならないと理解されてきました。しかしながら、ニューサウスウェールズ州最高裁は、プット・オプション行使により成立した売買契約は、買主が契約締結を強制されるものであることから、「option to purchase」には該当しないとし、プット・オプションの行使により成立した契約について、クーリングオフの適用を認める判断を示しました。

この判決は従来の慣行を覆すものであったことから、州政府は実務上の混乱や紛争の増加を懸念し、「2025 年不動産譲渡・不動産法改正法案（NSW）」を議会に提出しました。本法案では、オプションの定義を見直し、コール・オプションおよびプット・オプションのいずれについても、その行使により成立した契約にクーリングオフ権が認められない旨が明記されています。

今後、法案が成立・施行されれば、開発事業者や不動産取引関係者は、オプション契約の締結・行使にあたり、より高い法的予見性のもとで交渉および契約書作成を進めることが可能となる見込みです。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナー等

海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第1回オーストラリアセミナー（2024年11月25日）

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が主催する海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第1回オーストラリアセミナーが東京で開催されました。本セミナーのテーマのうち、不動産事業に関連する法規制概要に関して加納弁護士が登壇し、オーストラリアの不動産法制度、外資規制、JV の概要と実務上の留意点および不動産投資における関連法制度の近年の動向について解説しました。

本セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、本セミナーにおいて使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

ブリスベン日本商工会議所 2024 年度第 2 回勉強会 (2024 年 9 月 5 日)

ブリスベン日本商工会議所が主催した勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として登壇しました。本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の4つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士および Luke Furness 弁護士より説明がなされました。

勉強会の映像はこちらの[リンク](#)から、勉強会で使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023年3月29日～31日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。

セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

豪州 M&A 取引実務セミナー（2022年11月8日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の映像は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

Japan Practice
紹介サイト



最近の出版物等

『【特別企画】どうなる？日豪のM&A市場 - NNA業界座談会第6弾』（2024年7月8日・9日）

アジア経済ニュースを発信するNNA社が主催した、日系企業による豪州M&Aに携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州M&Aに関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業によるM&A手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOUおよびDDの重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024年7月8日および9日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所のEnergy Transition Guideが公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介するものです。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、大きな改正が行われましたが、その後もいくつかの改正が行われており、本稿における「外国投資」の章も随時アップデートしています。本稿は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー 加納 寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦 茂樹
メール：syamura@claytonutz.com



ロイヤー 須川 佑妃
メール：ysugawa@claytonutz.com



ロイヤー 曾我 修平
メール：ssoga@claytonutz.com



外国法弁護士 白藤 祐也
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：yshirafuji@claytonutz.com



外国法弁護士 半谷 駿介
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：shanya@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
リッジウェイ かおり
メール：kridgway@claytonutz.com